1921
2010
12／1

府職の友

発行所／大阪府関係職員労働組合
〒540-0008　大阪市中央区大手前2-1-59
電話　06（6941）0351・内線3740
直通06（6941）3079 FAX06（6941）4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL/http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人／平井　賢治　編集人／小山　智美
（一部10円）組合員の購読料は組合費に含まれています。

給与制度改悪・賃金カット延長撤回めざす府労組連学習決起集会

12月22日（水）18時45分
エルシアター

年末一時金0.2月削減、4%カット強行に断固抗議

給与制度改悪・賃金カット延長の撤回
12月当初からたたかい強化へ

府労組連は11月18日、エルおおさか南館ホールにおいて、府労組連拡大中央委員集会を開催しました。今季年末一時金について、0・2月削減・4%カットを府議会に提案する不当な当局に断固抗議するとともに、越年闘争へと追い込んだ給与制度改悪・賃金カット延長の撤回、評価制度の賃金リンク撤回をめざすたたかいの強化に向けた意志統一を行いました。12月当初から闘争体制を強化し、取組みましょう。

府議会一時金削減条例案を可決

11月12日の最終回答に対し、府労組連は「今季闘争を終結せず、闘争継続する」ことを明らかにするとともに、職場から「年末一時金の0・2月削減、4%カットを行わず、引き続き協議を行え」との抗議要請ファックスをとりくむとともに、11月15日には人事室長に対する抗議要請、18日には人事委員会に対する要請、19日には府議会各会派に対する要請を行いました。

しかし、大阪府は、条例改正案の上程を強行し、11月25日開催の府議会本会議において、条例改正案が大阪維新の会、自由民主党、民主党、公明党の賛成多数で可決されました。府職労はあらためて抗議の意を表明します。

怒りや要求、府職労加入へ

給与水準を大きく低下させ、給料切り替え・現給保障廃止によって、多い人では月額5万円以上もの減額となる給与制度改悪や14年間にも及ぶ人件費抑制を行いながら、さらに3年間の給与・一時金カット延長を提案した当局に対する怒りは大きく広がっています。

この間の職場集会や全職員署名を通じて、橋下知事・府当局に対する怒りの声は続々と寄せられ、職場では、労働組合の違いを越えた共同も進んでいます。また「ガマンも限界」「何としても提案を撤回させたい」と労働組合へ加入する仲間も増えています。

府民・職員切捨てでは財政再建できない

大阪府の完全失業率や生活保護率、企業倒産率、雇用者報酬など、どれを取っても全国的に悪い状況になっています。このような状況のもとで、府民生活や中小企業経営の切り捨て、人件費カットを続ければ大阪経済は悪化するばかりです。最近では、財界系のシンクタンクも「賃上げこそ成長戦略」「日本経済の最大の問題点は、賃金が上がらないこと」と主張しており、橋下知事の「大企業が栄えれば、中小企業や府民も繁栄する」と言う考え方は既に破綻しています。

この間、府民団体や府労組連が取り組んだ府民宣伝では「橋下知事を支持してきたけど『エリート教育を』などの発言を聞いて考え直している」「大型開発は後回しにして、福祉や教育を優先してほしい」などの声も寄せられ、宣伝対話をし、橋下知事の狙いや本質を話せば「変わる」状況も多く生まれています。

職場からのとりくみ、府民との共同進め、たたかい強化へ

府職労・府労組連は、引き続き、府民宣伝にもとりくむとともに、直ちに折衝・交渉の強化、職場集会や府民連150万署名など職場からのとりくみを全力で進めます。また、全国的な大阪府への要請行動、12月22日には府民的な学習決起集会、1月19日には府民団体・民間労働組合と共同した府庁包囲行動・決起集会などをとりくみます。職員・組合員のみなさんの引き続く結集・ご協力をよろしくお願いします。

怒りの11・25大阪争議支援行動

支援行動は、朝8時の淀屋橋駅前宣伝から夕方4時30分のNTT西日本まで争議を抱える大阪の企業17社に早期に争議を解決するよう、延べ400名（うち府職労8名）を超える参加で行われました。

争議の内容は、派遣労働者の指名解雇、恣意的な選定による継続雇用拒否、事業閉鎖による従業員の全員解雇、事業再編と差別的管理、パワハラ・いじめなど労働者を品物のようにあつかい、儲けに走る企業側と生活と人間の尊厳を大切にしたいと願う労働者の切実な要求からのたたかいです。

争議を早く解決するために労働者と話し合うように求める要請書を企業側に渡す要請団に30名ほどの若い労働者にピケをはらせ、「お帰り下さい」のみを繰り返す企業、「企業用地から出て行ってください。警察を呼びます」など労働者と話し合うことを拒否する不当な会社側に、参加した支援者から大きな怒りとディーセントワーク（人間らしく働くルール）の必要性を感じる行動となりました。

遊歩道

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が11月25日、2015年度の介護保険制度改定に向けた意見書をとりまとめました。意見書は、要支援1・2の人について、市町村の判断で生活援助を含め、介護保険の給付対象から外し、市町村独自の配食サービスなどに置き換えることができる仕組みや、軽度者と一定の所得（年間200万円以上の想定）がある高齢者の利用料の引き上げ（例1割→2割へ）の検討などを求める内容になっています▼同部会の議論では、負担増・給付減の全項目が、委員から強い批判をうけたにもかかわらず、意見の併記にとどまり、介護保険財政における公費負担割合の5割から6割への引き上げは「困難」と切り捨てました▼保険料アップか負担増・利用減かの選択をせまる内容です。マスコミも多くは、公費負担増なら消費税アップ議論が避けられないとの論調ですが、消費税の増税では、年金のみで暮らしているお年寄りなど、低所得者には重い負担となります。今でも「保険あって介護なし」と言われる介護保険制度。公費負担を増やし、制度を充実させることこそ求められています。（S）